



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和4年11月23日水曜日 第361号外2

◇ 目 次 ◇
告 示

家畜等の移動の禁止等..... (畜産課) 1

告 示

○愛媛県告示第1191号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）第15条の規定により、次のように家畜等の移動を制限する。

令和4年11月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 物 品

家きん卵及び排せつ物等、敷料、飼料、家きん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品

3 区 域

別図のとおり（別図は省略し、その図面を愛媛県農林水産部農業振興局畜産課及び愛媛県東予家畜保健衛生所に備えて置いて縦覧に供する。）

4 期 間

令和4年11月23日から当分の間

5 制限の方法

家畜防疫員の指示に従うこと。